

WBG自転車駐輪場利用細則

(趣旨)

- ・この細則は、WBGにおける自転車駐輪場の管理及び利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(利用対象者)

- ・WBGに勤務し、WBGサービスセンター（以下：管理者）から「駐輪許可証」交付された申請者ご本人様に限ります。ほかの方への譲渡・売買、及び申請者ご本人様以外の方のご利用は固くお断りいたします。
- ・管理者により不正利用を確認された場合、直ちに駐輪許可を取り消し、再交付も致しません。
- ・「駐輪許可証」は、駐輪する自転車の車体の見やすい位置に貼付して下さい。見えにくい位置に貼付しますと違反者として警告の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

(利用場所)

- ・各自転車駐輪場のテナント様用区画のみご利用いただけます。

(利用期間)

- ・駐輪場の許可証有効期間は、毎年4月1日から翌年4月30日までです。
有効期間途中で「駐輪許可書」の交付を受けられた場合も有効期間は同様とします。
※有効期間の自動継続（更新）はございませんので毎年交付を受けてください。

(利用希望者の募集)

- ・駐輪場の利用希望者を管理者の定めた方法で募集します。

(利用の終了)

- ・駐輪場を利用しなくなった場合や、WBGに勤務しなくなった場合、また有効期限が切れた場合は「駐輪許可証」を自転車から剥がし、サービスセンターへ返却して下さい。

(利用者の責任・義務)

- ・駐輪中に利用者が故意または過失等によって駐輪場の施設等に損害を与えた場合、利用者が修理費等のご負担をして下さい。
- ・駐輪中に利用者が他の自転車・オートバイ・原付等、通行人・他の利用者等に損害を与えた場合は、利用者が責任を持って当事者同士で賠償等解決して下さい。

(利用上の注意)

- ・駐輪場のご利用にあたり、互いに譲り合い、迷惑にならないように秩序を守ってご利用ください。
- ・駐輪場のご利用にあたり、本細則および管理者の指示に従わない場合は、管理者は駐輪許可を取り消す場合があります。
- ・管理上の事由により制限が生じた場合には、管理者の指示に従うものとします。
- ・当ビル周辺は、千葉市条例により喫煙行為が禁止されています。タバコは喫煙所でお願いします。
- ・「駐輪許可証」は、駐輪スペースを保証するものではありません。

(盗難・事故等)

- ・駐輪場の利用に際して、天災・火災・盗難・事故・その他第三者による損害および本細則に違反し撤去等処分された場合に関しては、当ビル所有者・管理者は一切その責任を負いません。

(オートバイ駐輪場の駐輪禁止)

- ・自転車はオートバイ等駐輪場のご利用はできません。

(撤去)

- ・「駐輪許可証」を貼付していない自転車、及び有効期限が切れた駐輪許可証を貼付している自転車は、「駐輪許可証」を交付されていないものとみなし、駐輪場から撤去移動し、一定期間保管後引取りのない場合は処分します。

(付則)

- ・本利用細則は2005年4月1日に施行します。
- ・本利用細則は管理運営上または使用状況に応じ改正することがあります。
- ・スタンドのない自転車および、走行できない自転車（パンク等）の駐輪はお断りいたします。
- ・自転車の留め置きは、固くお断りいたします。
- ・施設物（フェンス等）にワイヤー等結束するのは、おやめ下さい（必要によっては切断します）。

以上

WBGサービスセンター

WBGオートバイ等駐輪場利用細則

(趣旨)

- この細則は、WBGにおけるオートバイ・原付等（以下：オートバイ等）の駐輪場の管理及び利用に関し、必要な事項を定めるものとします。

(利用対象者)

- WBGに勤務し、WBGサービスセンター（以下：管理者）から「オートバイ許可証」交付された申請者ご本人様に限ります。ほかの方への譲渡・売買、及び申請者ご本人様以外の方のご利用は固くお断りいたします。
- 管理者により不正利用を確認された場合、直ちに駐輪許可を取り消し、再交付も致しません。
※「オートバイ許可証」は、駐輪するオートバイ等の車体の見やすい位置に貼付して下さい。見えにくい位置に貼付しますと違反者として警告の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

(利用場所)

- 各オートバイ駐輪場のテナント様用区画のみご利用いただけます。

(利用期間)

- 駐輪場の許可証有効期間は、毎年4月1日から翌年4月30日までです。
有効期間途中で「オートバイ許可書」の交付を受けられた場合も有効期間は同様とします。
※有効期間の自動継続（更新）はございませんので毎年交付を受けてください。

(利用希望者の募集)

- 駐輪場の利用希望者を管理者の定めた方法で募集します。

(利用の終了)

- 駐輪場を利用しなくなった場合や、WBGに勤務しなくなった場合、また有効期限が切れた場合は、「オートバイ許可証」を自転車から剥がし、サービスセンターへ返却して下さい。

(利用者の責任・義務)

- 駐輪中に利用者が故意または過失等によって駐輪場の施設等に損害を与えた場合、利用者が修理費等のご負担をして下さい。
- 駐輪中に利用者が他のオートバイ等・自転車・原付等、通行人・他の利用者等に損害を与えた場合は、利用者が責任を持って当事者同士で賠償等解決してください。

(利用上の注意)

- 駐輪場のご利用にあたり、互いに譲り合い、迷惑にならないように秩序を守ってご利用ください。
- 駐輪場のご利用にあたり、本細則および管理者の指示に従わない場合は、管理者は駐輪許可を取り消す場合があります。
- 管理上の事由により制限が生じた場合には、管理者の指示に従うものとします。
- 当ビル周辺は、千葉市条例により喫煙行為が禁止されています。タバコは喫煙所でお願います。
- 「オートバイ許可証」は、駐輪スペースを保証するものではありません。
- 交通法令は遵守していただきますよう、お願いいたします。
- 歩道は必ずバイクから降りて押してお歩きください。歩道の走行は大変危険ですのでおやめください。

(盗難・事故等)

- 駐輪場の利用に際して、天災・火災・盗難・事故・その他第三者による損害および本細則に違反しタイヤロック等処分された場合に関しては、当ビル所有者・管理者は一切その責任を負いません。

(自転車駐輪場の駐輪禁止)

- オートバイは自転車駐輪場のご利用はできません。

(撤去)

- 「オートバイ許可証」を貼付していないオートバイ等は、「オートバイ許可証」を交付されていないものとみなし、タイヤロックし、一定期間保管後引取りのない場合は処分します。

(付則)

- 本利用細則は2005年4月1日に施行します。
- 本利用細則は管理運営上または使用状況に応じ改正することがあります。
- オートバイ等の留め置きは、固くお断りいたします。
- 施設物（フェンス等）にワイヤー等結束するのは、おやめ下さい（必要によっては切断します）。

以上

WBGサービスセンター